

国海環第35号
令和4年5月26日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

田村 顕洋

(公印省略)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正について（周知）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第47号）を別添のとおり令和4年5月26日に公布したので、ご了知頂きますようお願い致します。

なお、この省令の施行日は令和4年6月1日ですが、施行日前に船舶所有者又は船舶所有者から硫黄酸化物放出低減装置の設置を請け負った者に対し引き渡された硫黄酸化物放出低減装置であって、施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶に設置されたものについては、本省令による改正前の基準を適用することとしています。この場合における「施行日前に引き渡された」とは、実際の硫黄酸化物放出低減装置の引渡し日又は契約上の引渡し日によって判断することとなりますのでご注意ください。

関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令について

1. 改正の背景

船舶から大気中に排出される硫黄酸化物を減少させることを目的として、海洋汚染防止条約では、

- ・船舶において燃料油を使用するときは、硫黄分の濃度が 0.5%以下の燃料油を使用しなければならないこと
- ・(上記に関わらず、)硫黄酸化物放出低減装置(以下「EGCS」という。)(※1)を使用するときは、硫黄分の濃度が 0.5%を超える燃料油を使用することができることとされている。また、EGCS の性能要件は、同条約に基づき国際海事機関の海洋環境保護委員会が制定した EGCS ガイドラインにおいて定められている。

我が国においては、EGCS ガイドラインの内容を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令(昭和 58 年運輸省令第 38 号)に取り入れているところ、令和 3 年 11 月に開催された第 77 回海洋環境保護委員会において EGCS ガイドラインが改正されたことを受けて、その改正内容を同省令に反映する必要がある。

(※1) 排出ガスを水で洗浄することにより、排出ガス中の硫黄酸化物の量を低減させる装置

2. 改正の概要

- (1) 連続確認装置(※2)を備えない EGCS の要件
 - ・「排出ガス中の二酸化炭素及び二酸化硫黄の濃度とその比率を 1 日に 1 回以上の頻度で計測し、記録装置又は硫黄酸化物放出低減記録簿に記録できること」を新たに要件として規定する。
- (2) 連続確認装置を備える EGCS の要件
 - ・「排出ガス中の二酸化炭素及び二酸化硫黄の濃度の比率」を記録できることを新たに要件として規定する。
- (3) 洗浄水の監視記録装置の要件
 - ・「1 万秒に 111 回以上の頻度で、洗浄水に係る PH、多環芳香族炭化水素の濃度及び濁度を記録できること」を新たに要件として規定する。
- (4) 経過措置
 - ・以下の EGCS については改正を適用しないこととする等の所要の経過措置を定める。
 - ① 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)に施行日前に設置された EGCS
 - ② 施行日以後に現存船に設置された EGCS であって、施行日前に船舶所有者又は造船所に引き渡されたもの

(※2) 排出ガス中の二酸化炭素及び二酸化硫黄の濃度並びにその比率を連続して測定できる装置

3. 今後のスケジュール

公布：令和 4 年 5 月 26 日

施行：令和 4 年 6 月 1 日

○国土交通省令第四十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十一第二項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月二十六日

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正後

改正前

改正後		改正前	
<p>（硫酸酸化物放出低減装置の基準）</p> <p>第四十三条の二 法第十九条の二十一第二項の国土交通省令で定める硫酸酸化物放出低減装置の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次の表の第一欄に掲げる装置の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる内容を、同表の第三欄に掲げる頻度で、同表の第四欄に掲げる方法により記録できるものであること。</p>		<p>（硫酸酸化物放出低減装置の基準）</p> <p>第四十三条の二 法第十九条の二十一第二項の国土交通省令で定める硫酸酸化物放出低減装置の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次の表の第一欄に掲げる装置の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる内容を、同表の第三欄に掲げる頻度で、同表の第四欄に掲げる方法により記録できるものであること。</p>	
装置	内容	装置	内容
排出ガス中の二酸化炭素及び二酸化硫黄の濃度並びにその比率を連続して測定できる装置（以下この表において「連続確認装置」といふ。）を備えない硫酸酸化物放出低減装置	硫酸酸化物放出低減装置の入口における硫酸酸化物の低減に使用する洗浄水（以下この表において単に「洗浄水」といふ。）の圧力及び流量	排出ガス中の二酸化炭素及び二酸化硫黄の濃度を連続して測定できる装置（以下この表において「連続確認装置」といふ。）を備えない硫酸酸化物放出低減装置	硫酸酸化物放出低減装置の入口における硫酸酸化物の低減に使用する洗浄水（以下この表において単に「洗浄水」といふ。）の圧力及び流量
	計測の頻度		計測の頻度
	方法		方法
燃料油燃焼装置の負荷	一万秒に三回以上	燃料油燃焼装置の負荷	一万秒に三回以上
	記録装置による記録		記録装置による記録

<p>三 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号イからハまでの事項を一万秒に百十回以上の頻度で記録することができるものであること。</p> <p>三 第一号の記録に係る日時及び場所が明らかになるものであること。</p> <p>四 (略)</p>	<p>連続確認装置を備える 硫黄酸化物放出低減装置</p>	<p>硫黄酸化物放出低減装置の入口における洗浄水の圧力及び流量</p>	<p>一日に一回</p>	<p>記録装置又は第二項の硫黄酸化物放出低減記録簿による記録</p>
	<p>硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの温度</p> <p>排出ガス中の二酸化炭素及び二酸化硫黄の濃度並びにその比率</p>	<p>一日に一回</p>	<p>記録装置又は第二項の硫黄酸化物放出低減記録簿による記録</p>	
<p>三 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号イからハまでの事項を一万秒に百十回以上の頻度で記録することができるものであること。</p> <p>三 第一号の記録に係る日時及び場所が明らかになるものであること。</p> <p>四 (略)</p>	<p>連続確認装置を備える 硫黄酸化物放出低減装置</p>	<p>硫黄酸化物放出低減装置の入口における洗浄水の圧力及び流量</p>	<p>一日に一回</p>	<p>記録装置又は第二項の硫黄酸化物放出低減記録簿による記録</p>
	<p>硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの温度</p> <p>排出ガス中の二酸化炭素及び二酸化硫黄の濃度</p>	<p>一日に一回</p>	<p>記録装置又は第二項の硫黄酸化物放出低減記録簿による記録</p>	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年六月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に船舶所有者又は船舶所有者から硫黄酸化物放出低減装置の設置を請け負った者に対し引き渡された硫黄酸化物放出低減装置であつて、施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶に設置されたものの技術上の基準については、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第四十三条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該硫黄酸化物放出低減装置につき施行日以後にその全部若しくは一部の変更又は取替を伴う改造若しくは修理（当該硫黄酸化物放出低減装置にあらかじめ用意された予備品との取替え又は当該硫黄酸化物放出低減装置の性能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）を行ったときは、この限りでない。